

議第26号

高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

旅館業法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例（昭和59年高山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項から第4項</u>に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業等</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2) 特殊旅館とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第4項第3号</u>に規定する専ら異性を同伴する客の宿泊及び休憩の用に供する施設に類似する施設で、第4条に規定する構造基準に適合しない旅館等をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項及び第3項</u>に規定する<u>旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2) 特殊旅館とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第6項第4号</u>に規定する専ら異性を同伴する客の宿泊及び休憩の用に供する施設に類似する施設で、第4条に規定する構造基準に適合しない旅館等をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正は、平成30年6月15日から施行する。